|  |  |
| --- | --- |
| キャンピングカー個人売買　チェックシート個人売買を行う際の流れとポイントです。金銭の授受が発生しますので、売買契約を双方が納得できる内容で行うようにしましょう。また、以下の流れやポイントは、一般的な内容です。この限りではありませんので、よりよい方法で売買を行ってください。www.net-camper.com | チェック |
| 内　　　容 | ポイント |  |
| １　個人売買でキャンピングカーを見つける。 | <http://www.net-camper.com/2009-buy/cliant.html> |  |
| ２　出品者に質問、下見などの内容をメール送信。 | 質問する際に最低限、自分の名前、連絡先な名乗ること。自分のことも名乗らず唐突な質問は、印象が悪い。 |  |
| ３　下見、試乗の日時の決定 | キャンピングカー個人売買チェックシートに基づき下見・チェックを行う。 |  |
| ４　下見、試乗後 | 不具合個所の確認。現状渡しの場合は、壊れていてもそのまま売りますということであるため、基本的に修理は購入者。 |  |
| ５　購入決定 | 出品者に購入の意思を決定。支払い方法、時期、金額の打ち合わせ。一般的に支払いは、車両と書類と引き換えに行う。名義変更が確実にされるかのリスク回避のため、名義変更までに預かり金などとして３～５万円預かるケースもある。売買契約書を出品者が準備。電話または、メールでの商談が成立したら車検証を購入者へFAX。購入者は、そのFAXの車両情報をもとに車庫証明を最寄りの警察へ申請。（車庫証明取得に３～５日程度かかるので、この時点で申請しておくと名義変更がスムーズに行える。）任意保険会社に連絡し、保険に加入依頼をする。保険開始日は、引き取り日。この時点では、他人の名義の車両に買い手が保険をかけることになる。 |  |
| ６　支払い | 売買契約に基づき、支払いを行う。売買契約書に、サイン・押印。それぞれ1通ずつ。代金引き換えに車検証および自賠責保険証書、リサイクル預託券、名義変更用委任状（売主の情報記載＋押印したもの）、売主印鑑証明などを受け取る。全額支払うか、一部支払い名義変更後に残金を払うか、売買契約時に決定しておく。重要）車両引き取りの前に代金を送金するのは、避ける。できる限り代金は、車両引き取り時に書類が全て揃っていることを確認して車両および書類と引き換えに支払う。＜売り手の書類＞①自動車検査証　②自賠責保険証書　③リサイクル券　④印鑑証明　⑤委任状・譲渡証明書　⑥納税証明書など |  |
| ７　車両引き取り | 支払い完了後、自走で引き取る。通常買い手が引き取り。（任意保険は、この時点では他車保険が使える場合があるが、できれば５の段階で、保険会社に連絡をして引き取り日からの保険をかけておく。） |  |
| ８　名義変更 | ６で入手、作成した書類をもとに最寄りの陸運支局へ名義変更に必要なマークシート（OCR）などは、陸運支局にある。また、変更手順は、係員に聞けば教えてもらえる。名義変更では、６の書類の他、以下が必要。＜買い手＞①印鑑証明　②５で取得した車庫証明名義変更時には、旧所有者のナンバーを返納するため、１０番のスパナ、プラスドライバーなどを持参。 |  |
| ９　名義変更完了時 | 陸運支局から公道に出る前に５で加入した保険会社に連絡を入れ、車両の名義および登録番号が変わったことなどを口頭で伝え、保険情報の変更をする。変更しなかった場合で帰宅途中で事故を起こした場合、保険が支払われない可能性がある。名義変更が完了したら、売り手へ名義変更完了の連絡をする。名義変更は、迅速に行うこと。引き取り後長期に名義を変えない場合は、トラブルの原因となる。 |  |